

第2章 統一的な基準の特徴

1節 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」の他に、「東京都方式」等があります。平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基 準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 <p>※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○資金収支計算書 <p>○キャッシュ・フロー計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先 	<ul style="list-style-type: none"> ○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官庁会計システム(ADAMSII)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定 資産の評 価基準	<ul style="list-style-type: none"> ○取得原価が判明…取得原価 ○取得原価が不明…再調達原価 <p>※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価（再評価しない） ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	<ul style="list-style-type: none"> ○取得原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公用財産を除く)…毎年度時価を基準に設定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取 扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

2節 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

(1) 概要

本市がこれまで作成していた総務省方式改訂モデルと新たに作成した統一的な基準を比較すると、3つの変更点があります。

①発生主義・複式簿記の導入

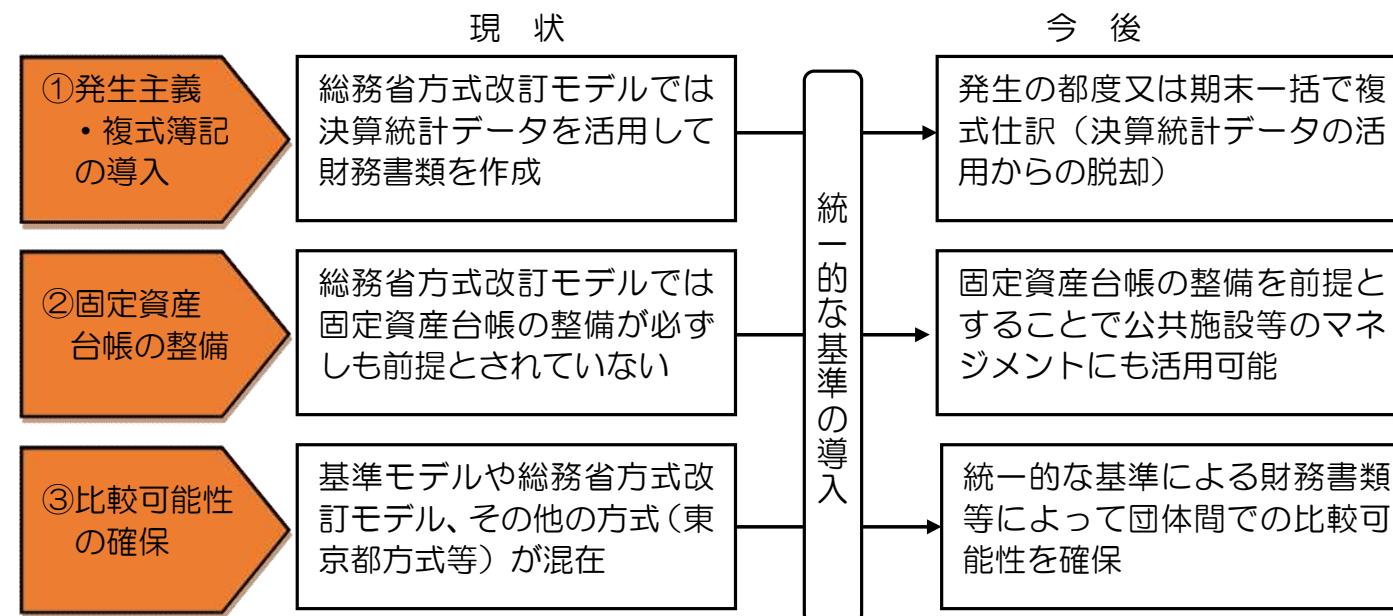
総務省方式改訂モデルは決算統計データを活用し、財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票ごとに複式仕訳を行います。

②固定資産台帳の整備

総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていましたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備を前提とし、公共施設等のマネジメントにも活用が可能となります。

③比較可能性の確保

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準に基づく財務書類を作成することとなっており、団体間での比較可能性が確保されます。



(2) 単式簿記と複式簿記

簿記とは、「特定の経済主体の活動を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録する手続き」であり、報告書(決算書等)を作成するための技術ですが、記帳方法により、「単式簿記」と「複式簿記」に区分されます。

単式簿記と複式簿記

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

(例) 現金100万円で車を1台購入した場合

<単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ

<複式簿記> 現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加	資産の減少
(借方)車両100万円	(貸方)現金100万円

→ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が「見える化」

(3) 現金主義と発生主義

会計とは、「経済主体が行う取引を認識（いつ記録するか）・測定（いくらで記録するか）した上で、帳簿に記録し、報告書を作成する一連の手続き」をいいますが、取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計

現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- ✗ 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- ✗ 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる

→ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を取り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

(4) 固定資産台帳

①概要

固定資産台帳とは、本市が保有する財産（固定資産）をその取得から償却に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

②固定資産台帳の必要性

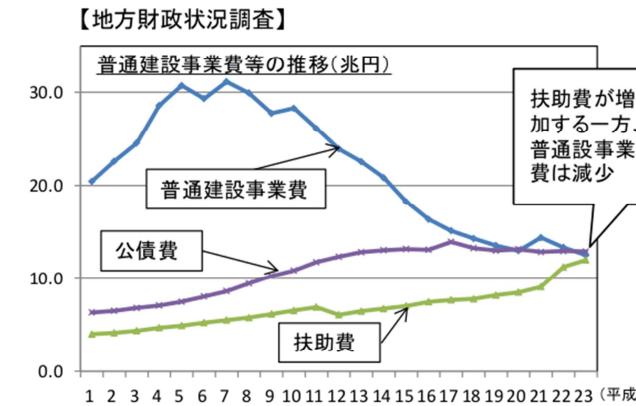
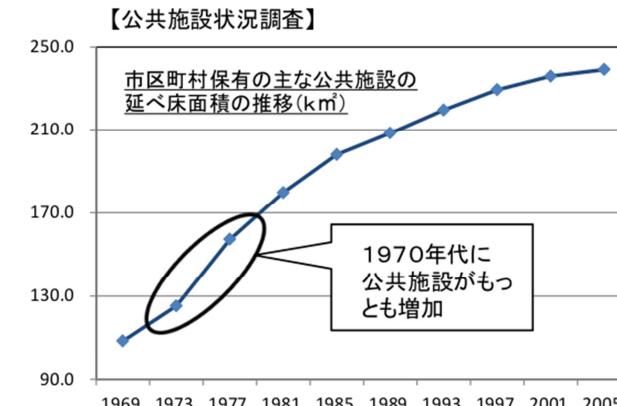
固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、固定資産台帳の整備は必要です。

固定資産台帳の必要性

○過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。

○人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。



⇒ 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

(5) 比較可能性の確保

従来、地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」や「基準モデル」など、様々な基準が存在していたため、他団体と比較することが困難でした。平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備することで、団体間の比較可能性が確保されます。各種財政指標等を用いて類似団体との比較をすることで、財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することができます。